

情報・システム研究機構教育研究評議会規則

平成16年4月1日
制 定

最近改正 平成30年3月20日

(趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）第21条第3項の規定に基づき、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構教育研究評議会（以下「評議会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(組織)

第2条 評議会は、評議員22人以内とし、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 機構長
- 二 機構長が指名した理事 4人以内
- 三 大学共同利用機関等の長 5人以内
- 四 機構長が指名した職員 4人以内
- 五 その他機構長が指名した機構外の有識者 8人以内

(任期)

第3条 前条第1項第4号及び第5号の評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、機構長の任期の末日を超えることはできないものとする。

- 2 評議員に欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第4条 機構長は、議長として評議会の会務を総理する。

- 2 教育研究評議会に副議長を置き、議長が指名する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときは、その職務を行う。

(招集)

第5条 評議会は、議長が主宰し、これを招集する。

(議事)

第6条 評議会は、組織運営規則第21条第2項に定める事項について審議する。

- 2 評議会は、評議員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 評議会の議事は、別に定める場合を除き出席した評議員の3分の2以上をもって決する。

(職員等の出席)

第7条 機構長は、必要に応じ職員を出席させ、説明又は報告を求めることができる。

(庶務)

第8条 評議会の庶務は、本部事務部総務課において処理する。

(運営の細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規則の改正)

第10条 この規則の改正は、評議会の議を経て機構長が行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年6月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。